

令和2年7月27日

交野市文化財審査委員会資料

生涯学習推進部社会教育課文化財係

1. 文化財保存活用地域計画について

①計画作成の背景

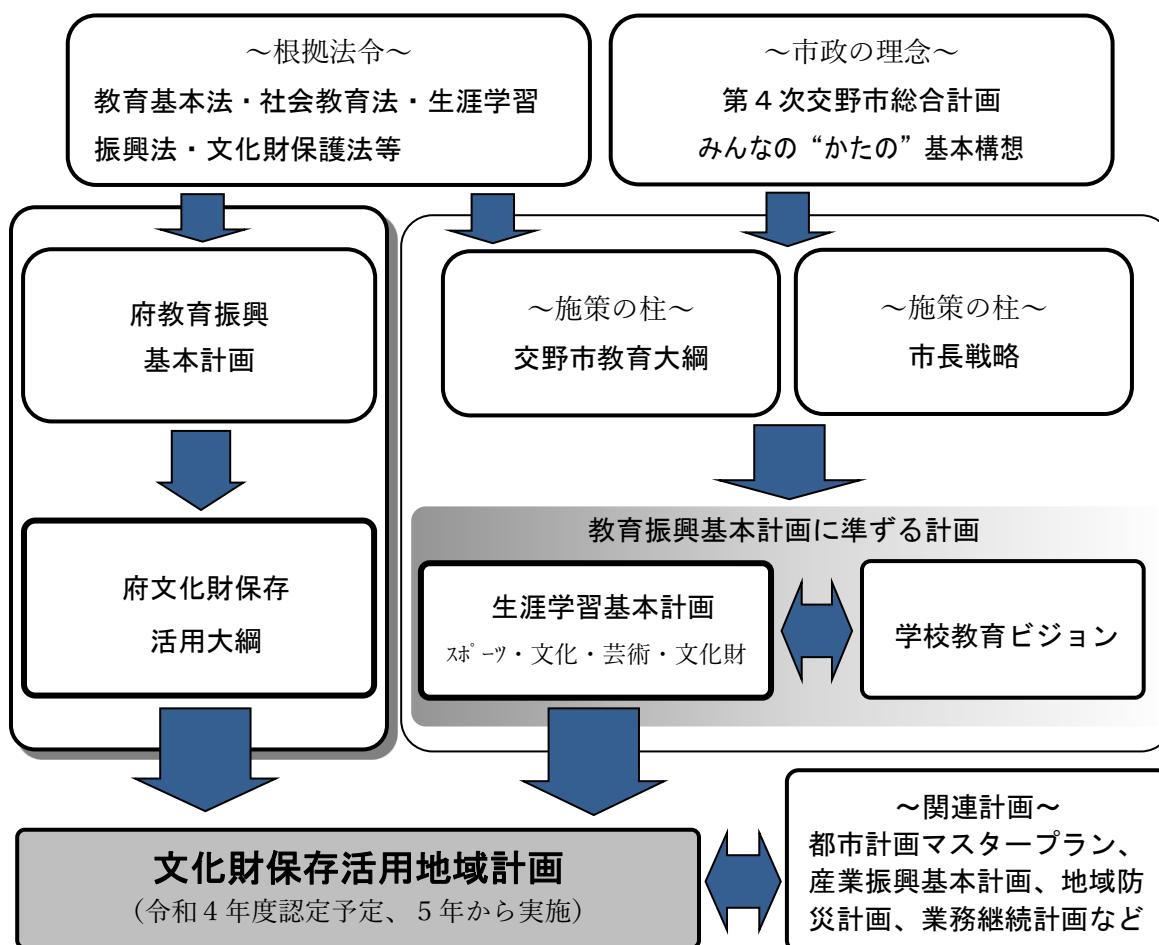
平成31年4月に「文化財保護法」が改正され、都道府県の定めた文化財保存活用大綱を勘案して、市町村において「文化財保存活用地域計画」を作成することが制度化された（文化財保護法第183条の3による、資料1-1）。

令和元年度までに文化庁の認定を受けた市町村は全国で9つ（北海道札幌市、茨城県牛久市、山梨県富士吉田市、長野県松本市、大阪府河内長野市、兵庫県神河町、奈良県王寺町、島根県益田市、長崎県平戸市）あり、大阪府下では泉佐野市が今年度末の認定を目指して取り組んでいるほか、今年度からは本市のほか、高槻市と八尾市で作成を開始している。

②計画の位置づけ

上位計画（府文化財保存活用大綱、総合計画基本構想、市長戦略、教育大綱、生涯学習基本計画、学校教育ビジョンなど、資料2-1～6）

関連計画（都市計画マスタープラン、産業振興基本計画、地域防災計画、業務継続計画など、資料3-1～4）



③計画の期間

計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間、途中見直しを行う。

④計画作成にあたっての留意点

特に、上位計画の「教育大綱」(資料2-4)や「生涯学習基本計画」(資料2-5)に「理念」「方針」「目標」は定められており、「文化財保存活用地域計画」はこれらと整合性を図りつつ、まちづくりや観光など他分野と連携して、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、地域総がかりで、その継承に取り組み、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政推進力の強化を図るための「事業」立案が求められている。また「大阪府文化財保存活用大綱」(資料2-1)を勘案することも必要とされる。

生涯学習基本計画目標：自然と歴史を通じたまちの発見(⇒本計画の理念化)

生涯学習基本計画施策目標1：交野の歴史文化の発見と発信(⇒本計画の方針化1)

方向性：市民が交野市の歴史文化資源や伝統産業の魅力を再発見し、理解・関心、誇りを育むことができる学習機会の充実をはかります。また、交野市の歴史文化資源の魅力を市内外に発信します。

①現事業大：文化財の普及・啓発(⇒本計画の施策化1)

現事業小：教育文化会館の常設展、教育文化会館の特別展等、広報掲載

②現事業大：埋蔵文化財発掘調査の実施(⇒本計画の施策化2)

現事業小：発掘調査、出土遺物の再整理

③現事業大：七夕のふるさと振興(⇒本計画の施策化3)

現事業小：交野の「まち」の発信、七夕に関する書籍展示、機織り教室

生涯学習基本計画施策目標2：交野の文化財・伝統文化の継承(⇒本計画の方針化2)

方向性 市の特色ある伝統文化、歴史文化を次世代に継承していくため、文化財の公開や学習機会の提供を通じて、市民の文化財保護についての理解・関心を育みます。また交野の歴史を残す町並みなど、景観整備をはかります。

①現事業大：文化財保存活動(⇒本計画の施策化4)

現事業小：市民活動団体への支援、文化財講座、古文書調査

②現事業大：文化遺産の適切な維持保全(⇒本計画の施策化5)

現事業小：指定文化財の管理、指定文化財の公開、指定文化財の保存

③現事業大：景観まちづくり(⇒本計画の施策化6)

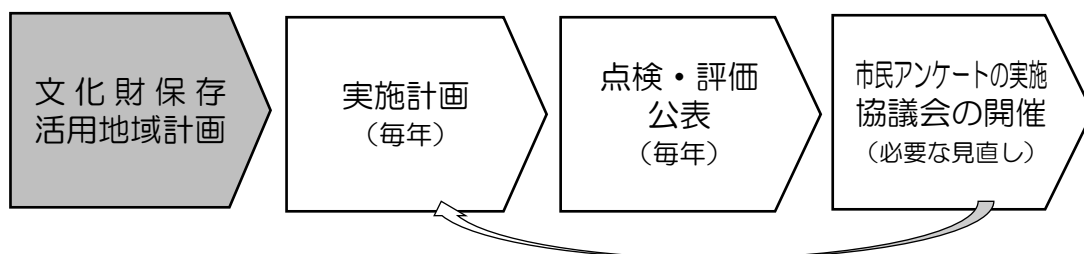
現事業小：デザイン委員会、屋外広告物の届出

⑤計画の推進体制と進捗管理

本計画で示した施策を展開するため、行政に加え、市民や市民団体・グループ、NPO 法人などの地域活動団体や大学などの教育機関の協力が必要であり、積極的な連携をはかり、計画の推進に取り組む。

社会教育課文化財係が所管する事業は、本計画を踏まえて、年度ごとの市の実施計画で示し、毎年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、同事業の点検・評価を行い公表する。

計画全般における進捗状況の見極めと必要な事業の見直しに際しては、交野市文化財保存活用地域計画協議会を開催する。なお、国や府の文化財行政などに関する施策変更の場合には、それらとの整合性をはかりつつ見直しを行う。



2 交野市の文化財関連事業の実施状況等について

指定文化財等の状況（資料4-1）

文化財・歴史に関する書籍刊行状況（資料4-2）

文化財講演会の実施状況（資料4-3）

3 今後の予定

計画策定から認定までの期間は令和2年度から令和4年度までの3年間を予定（資料5）。

（作成体制）

